

「東北アジア非核地帯にむけて 核抑止論 大国日本からの脱却」

高橋博子さん（名古屋大学大学院法学研究科研究員）

7月6日生協文化会館において、
昨年2度の南北会談や朝米会談により、「朝鮮半島の非核化」が話し合われました。それにより、「東アジアの安全保障環境」は好転しています。それ以後、朝米会談は厳しい状況ですが、南北、朝米の間での話し合いにはまだ希望があります。一方、日本政府には東北アジアの平和に貢献しようという意思はまったくみられません。「制裁」を言うのみです。よりどころとする国連の制裁決議は「弾道ミサイル技術を利用したあらゆる発射の禁止」をもりこんでいますが、こんな条件をつけることは異常ではないでしょうか？朝米会談後、朝鮮はミサイル実験を停止していましたが、そうした「変化」も安保理は考慮することもありませんでした。東北アジアの平和を作り出すという現実的な対応のためには国連の経済制裁決議は見直す必要があります。

一方、NPT会議や核兵器禁止条約をめぐって、核保有国とその同盟国と非核保有国の間で「対立」がきわだっています。核兵器の非人道性をみとめるのか、核廃絶にむけて各保有国は努力しているのかということです。核兵器の非人道性をみとめれば、禁止されなくてはなりません。また、NPT条約6条には核保有国の核軍縮にむけての努力規定があります。核保有国はこの規定を遵守し、核廃絶への道がしめせるのかが論議になっています。こうした議論の過程で焦点になってきているのが「核抑止論」です。

今回この「核抑止論」について高橋さんから講演をしていただきました。講演全体はYoutubeにあげてあります。<https://youtu.be/5bLqg0jGtSk>

以下、高橋さん講演の要旨です。

高橋さんは日本政府の立場を明確にしめされました。憲法9条では「武力による威嚇」を禁止している。しかし、安倍政権は「核保有は憲法に違反しな

い」と閣議決定しています。核兵器の非人道性を認めていないし、河野外相にいたっては、「北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけで抑止を効かせることは困難であります。そのためには、核兵器による抑止が必要でございます」と答弁しており、米国の核の傘による抑止力を言っている。

原爆投下直後、大日本帝国政府は「新型爆弾は生物化学兵器以上に非人道的」、「国際法違反」と米に抗議しているが、国内には「新型爆弾は恐れることはない」、「物陰にかくれ頭部を守れ」という「心得」を出していました。これはJアラート訓練にまで引き継がれている。核兵器被害の具体的な情報を教えるのではなく、こんな避難訓練をしています。人命軽視です。

米は広島、長崎への原爆投下後、「戦争を終わらせるためにはしかたない」を証明するために原爆の破壊力は言っていましたが、放射性降下物については隠していました。非人道性の否定です。ABC（米国原爆障害調査委員会）も治療ではなく資料を集めるのが目的でした。ビキニ実験のあとになって放射性降下物放射性降下物への対処が言われるようになりました。

2017年7月核兵器禁止条約が成立しましたが、日本政府は署名することなく、核の傘、米の核兵器による核の抑止力を言い続けています。唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、核戦争の被害の記憶を消し去ろうとしています。

ビキニ実験の際、日本は米との交渉のなかで、取引として、「戦犯の解放」を要求します。そして復活した戦犯・岸政権が生まれます。

東北アジアの平和のためにも原爆被害などの過去とキチンとむきあうことが大事です。

（文責 八木）

高橋さんの講演のあと、韓統連愛知の金源道さんに、米朝交渉などの状況を話していただきました。金源道さんはお話しのなかで、日本の韓国にたいする「輸出規制」の不毛さを訴えられました。

